

# 要 望 書

【令和7年9月】

福 島 県 水 道 協 会  
会 長 岡 部 光 徳

# 目 次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| I. 震災・原発事故からの復興・再生に関する要望 . . . . .  | 2  |
| II. 令和 8 年度水道施設整備費等に関する要望 . . . . . | 6  |
| 【参考】令和 5 年度末市町村別水道普及率一覧 . . . . .   | 13 |

# 要 望 書

我が国に未曾有の被害を生じさせた東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故から 14 年半が過ぎる。

この間、当県復興は着実に進展している一方、今なお多くの住民が避難生活を続けており、被災者の生活再建、帰還環境の整備、風評と風化の問題など困難な課題が山積し、復興は道半ばである。

特に、当県復興の前提となる福島第一原子力発電所の廃炉は 30 年以上の年月を要し、今後、燃料デブリの本格的な取り出し作業など前例のない、極めてリスクの高い取組が進められることとなるが、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて、安全かつ着実な廃炉を実現させなければならない。

また、我が国の水道は、98%を超える高普及率を達成し、普及率のみならず、その水質の良さ、漏水率の低さなど完成度の高い、主要先進国の中でも 1、2 を争う高度なシステムを確立した世界に誇る水道事業であり、我々の社会経済活動を支える重要な社会基盤施設となっている。

しかしながら、水道を取り巻く状況は、本格的な人口減少社会の到来による水需要の低迷、それに伴う料金収入の減少、老朽化した施設の更新・改良、安全な水質を保つための対策、そして自然災害に備えた危機管理体制の強化といった多くの課題を抱えており、とりわけ、頻発する豪雨等自然災害に備えた、災害に強い水道の構築は喫緊の課題である。

については、当県の復興・再生と当県水道事業のさらなる発展に向け、次の事項の実現を強く要望する。

# I. 震災・原発事故からの復興・再生に関する要望

## 1. 当県復興の加速化及び復興財源の確実な確保

- (1) 当県の復興・再生の要である福島復興再生特別措置法（以下、「福島特措法」）、同法に基づく「福島復興再生基本方針」及び「福島復興再生計画」における取組等を推進し、当県復興を加速させること。
- (2) 「第3期復興・創生期間」においても、原子力災害からの復興・再生が実現するまで、引き続き、深刻化・複雑化する課題等に対し、現場の実情に応じてきめ細かく対応するとともに、当県の復興に国が前面に立ち最後まで責任をもって取り組むこと。  
また、地元の声を丁寧に聞きながら復興需要を把握し、今後も切れ目なく安心感を持って中長期的に復興を進めることができるよう、復興特別会計等による予算措置を継続し、必要となる十分な財源と枠組み、税制特例をはじめとした復興を支える制度を確保すること。
- (3) 当県の復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。
- (4) 当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから、公共土木施設等の災害復旧、津波被災地の復興まちづくり、避難者の居住の安定確保、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備、営農再開を加速するための農業基盤整備等の復旧・復興事業を重点的に進め、かつ、確実に事業完了を図るために必要となる財源（復興特別会計）を十分に確保するとともに、インフラ等の環境整備を一層加速するため、復興係数の特例措置を継続すること。

## 2. 福島第一・福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組みの安全確保

- (1) 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組については、安全かつ着実に進めること。  
また、福島第一原子力発電所の廃炉にあたっては、中長期ロードマップ等に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組み、そして確実に結果を出すこと。
- (2) 使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業に向け、東京電力に対し、現場におけるリスク管理を徹底し、周辺環境に影響を与えることのないよう、指導・監督を徹底するとともに、安全かつ着実な廃炉の実現に向け、引き続き、中長期ロードマップの目標達成や進捗管理にしっかりと取り組むこと。

また、福島第一原子力発電所 2 号機において燃料デブリの試験的取り出しに着手されたが、原子炉内部の正確な状況を把握できておらず、現行ロードマップでは本格的な取り出し方法やその後の一時保管、県外処分のあり方などのプロセスが明確化されていないことから、これらのプロセスを具体化し、精緻なロードマップを作り上げ、廃炉作業を着実に進めること。

(3) 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、国の責任において、その保管方法や県外における処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。

(4) 頻発する自然災害に備えるため、施設・設備等の地震・津波等自然災害対策に取り組むとともに、設備の老朽化や管理に伴うトラブルが相次いで発生していることから、未然防止の観点に立って主要設備を含む発電所全体の施設・整備の信頼性向上に向け、作業を自動化できるシステムの構築など、必要な対策を講じること。

また、現在保管されている廃棄物について、放射性物質が飛散・流出することのないよう、管理の徹底や屋外一時保管の解消に向けた取組を計画的に進めるよう、指導・監督を徹底すること。

(5) 高線量下におけるリスクの高い困難な作業が続くことから、廃炉作業を担う作業員の被ばくについて、現場管理体制の充実強化や遠隔で監視できる設備の導入など設備面での被ばく低減対策に取り組むこと。

また、作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善や労働災害の防止対策の実施による、作業員が安定的に、安心して働くことのできる環境の整備を東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。

(6) 東京電力による相次ぐ不祥事やトラブルに、地域住民の不安と不信が高まっていることから、安全・安心を基本姿勢とした厳格な指導・監督を徹底すること。

(7) 東京電力に対し情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組の進捗状況や今後の取組、自然災害に対する安全対策や重大トラブルが発生した場合の対応などについて、県民は勿論のこと、国内外に分かりやすく、正確に情報発信し、風評払拭・不安の解消に取り組むよう指導するとともに、国としても積極的に取り組むこと。

### **3. ALPS 処理水の海洋放出に関する責任ある対応**

(1) 処理水の放出は、廃炉が完了するまでの長期間にわたることから、希釈放出設備の適切な維持管理による安全性の向上やトラブルの未然防止に取り組むことに加え、浄化処理過程の透明性を確保したうえで確実に実施するとともに、地元関係者等の立会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること。

また、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止するとともに、正確で分かりやすい情報発信を行うこと。

(2) トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果に加え、処理水に含まれる放射性物質の濃度や希釈放出設備の運転状況など、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うとともに、I A E A等の国際機関と連携し、第三者による監視と透明性を確保し、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信するなど、国内はもとより、水産物の輸入規制を強化した国外の理解醸成に向け、不断の取組を行うこと。

また、海洋放出により空になったタンクの解体状況や中長期的な解体計画、敷地の利用計画を明らかにし、分かりやすい情報発信を行うよう東京電力を指導すること。

(3) 処理水の海洋放出による新たな風評への懸念や生業継続への不安など様々な意見があることから、農林水産業や観光業をはじめとする県内の幅広い業種に対する万全な風評対策に責任をもって取り組むこと。

特に、影響が強く懸念される水産業については、安心して生業を継続し、次世代へ確実に繋いでいけるよう必要な対策の強化に取り組むこと。

(4) 風評対策の実施状況や効果を確認しながら、支援内容の見直しや必要な追加対策を機動的に講じるとともに、対策を講じても風評被害が発生する場合には、一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく、国が最後まで責任をもって、迅速かつ確実な賠償を東京電力に行わせること。

(5) 処理水の元となる汚染水の発生量については、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより、原子炉建屋等への地下水や雨水の抜本的な流入抑制対策に着実に取り組むなど、さらなる低減に向け、確実に結果を出すよう取組を進めること。

(6) トリチウム分離技術の確立に向け、世界の英知を結集させ、総力を挙げて取り組むこと。

#### **4. 風評払拭及び風化防止対策の強化**

(1) 風評払拭及び風化防止に向け、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、国内外に対する正確な情報発信をさらに強化するとともに、農林水産物をはじめとした県産品の販路の回復・拡大や情報発信などの取組を市町村等が継続して取り組めるよう必要な財源を十分に確保すること。

(2) 福島特措法に基づき、当県農林水産物等の輸入規制の撤廃に向けた働き掛けなど、必要な措置を講じるとともに、輸出可能となった国・地域への輸出促進や外国人観光客の誘致等をさらに強化すること。

(3) 我が国の食品等の基準値や出荷制限等について、これまで蓄積されたデータや知見に基づく科学的な観点から、消費者保護を大前提としつつ、規制の妥当性を検証し、その結果を踏まえて見直し等必要な対策を行うこと

## 5. 森林除染の推進

県土の約7割を森林が占める当県にとって森林除染は、復興・再生を図るうえで不可欠な工程である。については、森林は水源でもあり、飲料水に対する不安を払拭するためにも、「ふくしま森林再生事業」をはじめとした各種復興施策について、事業が完了するまで十分な予算を確保すること。

また、帰還困難区域の森林作業におけるガイドラインについて、地元の意向も踏まえて早期に策定し、関係者に周知すること。

## 6. 復興再生利用の推進と県外最終処分の実現

原子力政策を推進してきた国の責任において、除去土壌の復興再生利用の必要性、安全性等に対する全国民的な理解・信頼の醸成に不断の取組を進めるとともに、全省庁が連携し、復興再生利用に向けた実用途の創出を進めること。

また、除去土壌等の県外最終処分は、中間貯蔵施設受入れという苦渋の決断に際し、その前提として国が約束し、法律に定められた国の責務であるので、2045年3月までの完了に向け、候補地選定後の最終処分場の用地取得、建設、運搬等について、具体的なプロセスやスケジュール等を速やかに明示し、取組を加速させること。

## Ⅱ．令和８年度水道施設整備費等に関する要望

### １．水道の持続的・安定的な運営に向けた水道施設整備予算の確保等

水道は国民生活に欠くことのできないライフラインであることから、災害に強い水道を構築していけるよう、水道施設整備の予算を確実に確保するとともに、補助・交付金事業に係る補助・交付率の引上げ及び採択基準の緩和など、安全・安心な水道水を安定的に供給できる水道の持続的・安定的な運営に向けた、技術的・財政的支援の拡充強化を図ること。

### ２．水道施設整備事業の着実な実施

当県市町村における令和８年度の水道施設整備事業を着実に実施できるよう要望額の満額確保を図ること。

※令和８年度当県市町村における要望額は、９頁以降の各事業計画（水道施設）のとおりでである。

### ３．簡易水道統合に係る財政措置の拡充

簡易水道等施設整備費国庫補助制度の見直しにより簡易水道事業の統合が進められたが、多くの事業体では、地理的条件から施設の統廃合を伴わない事業統合のみとなっている。

経営基盤の脆弱な簡易水道を統合し上水道となっても、国が意図していた経費削減等の効果や経営の効率化、財政基盤の強化にはつながらず、統合した水道事業は一層厳しい経営状態となっている。また、現行の補助採択要件では、統合される簡易水道地区における補助事業の採択要件が統合前と比べ限定されている。

については、統合した旧簡易水道事業について、距離や単価要件等を撤廃し統合前の制度と同等の補助とするなど安定給水を図るための財政措置の拡充を図ること。

### ４．特定簡易水道事業に対する補助制度の創設

簡易水道等施設整備費国庫補助制度の見直しにより統合等の対象とされた簡易水道で、様々な事由により統合できなかった簡易水道は、特定簡易水道と位置付けられ、これまで国庫補助事業の対象外とされ、また、その後、創設された生活基盤施設耐震化等交付金事業でも適用対象外とされてきた。

しかしながら、特定簡易水道も給水区域内住民にとって、不可欠なインフラ施設として今後も事業を継続していくものであり、近年頻発する自然災害等に備えた施設整備が必要であることは、他の水道施設と変わらないことから、特定簡易水道を対象とした施設整備や診断調査、計画策定などの補助制度を創設すること。



## 5. 簡易水道を統合した統合上水道等に対する地方財政措置

統合により簡易水道から新たに上水道となった事業や既存の上水道に統合した事業については、令和3年度からは一定条件の建設改良事業に対する一般会計繰出金への特別交付税措置がされることとなったが、今後も厳しい事業運営が見込まれるので、上水道事業と統合した旧簡易水道事業に対し、次の措置を講じること。

- ① 統合上水道について、簡易水道事業と同等の繰出基準とすること
- ② 統合前の簡易水道の建設改良に要する繰出金について、旧簡易水道事業債の元利償還金に係る交付税措置は、臨時措置分も含めて統合後6年目以降も減額することなく継続し、従前の交付税の水準を将来にわたって維持すること

## 6. 地方公営企業会計の適用に伴う支援

財政基盤の脆弱な簡易水道事業及び下水道事業においては、地方公営企業会計の適用に伴う会計処理に伴う人件費やシステム利用料、委託費など費用負担が課題となっていることから、3年間とされるランニングコストへの財政的支援の延長など、さらなる支援の拡充を図ること。

## 7. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の再実施

水道事業を営む市町村の多くは、起債を主な財源に施設の整備拡充を行っているが、その元利償還金は大きな負担であり、特に、過去に借り入れた高金利既往債がその負担を一層大きくしている。

これまで政府資金並びに旧・公営企業金融公庫資金の繰上償還に係る補償金を免除する特例措置が2度講じられ、また、平成25年度には東日本大震災の特定被災地方公共団体を対象に補償金免除繰上償還及び借換債発行が認められたが、対象となる資金は年利4%以上の旧・公営企業金融公庫資金のみと限定的であったことから、水道事業の健全経営を確保し、水道料金の高騰を抑制するため、次の措置を講じること。

(1) 公的資金補償金免除繰上償還制度を再度実施するとともに、実施にあたり次の要件の緩和・手続きの簡素化を図ること。

- ① 許可要件となっている資本費等の要件を緩和すること
- ② 年利率5%未満の企業債についても対象とすること
- ③ 貸付日の条件により対象外とされた年利率5%以上の企業債について、優先的に繰上償還を実施すること
- ④ 繰上償還を実施した事業に対する財政融資資金における新規貸付停止の要件を撤廃すること。
- ⑤ 制度利用にあたって必要な財政健全化計画の策定及び申請手続きの簡素化を図ること

- (2) 財政融資資金についても、東日本大震災及び原子力災害の特定被災地方公共団体を対象とした補償金免除繰上償還及び借換債発行ができることとする特例措置を設けること。
- (3) 公営企業借換債制度を再度実施するとともに、実施にあたり次の要件の緩和・手続きの簡素化を図ること。
- ① 年利率 3%以上の企業債を対象とすること
  - ② 償還年限については、施設の耐用年数に応じた延長を可能とすること
  - ③ 民間等資金だけではなく、政府資金による借換債の発行を可能とすること

## 8. 小規模専用水道施設の設置に対する財政支援

広大な県土を有し、中山間地に小規模な水道施設が散在する当県は、国が目指す事業統合による広域化が推進しにくい状況にある。

人口減による水需要の低下、それに伴う料金収入の減少など、水道事業を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中、平坦地域に比べ布設条件が極めて悪い中山間地では、費用対効果と受益者負担等を考慮すれば、これまで同様、公営水道の区域拡張を図っていくことは難しくなりつつある。

このような中、当県中山間地の町村では、地域の公衆衛生の向上を図りつつ、高コストな区域拡張からの転換を図るため、独自の財政支援制度により小規模専用水道の設置を推進しているところがあり、水道事業の広域連携や官民連携のメリットが働きにくい中山間地域にとって小規模専用水道設置は、公衆衛生向上に大きく寄与する有益な方策の一つと捉えることができる。

については、本格的な人口減少社会の到来する中、地域の公衆衛生の向上を図りつつ、地域の実情に応じた持続可能な水道の構築に向け、小規模専用水道施設の設置に対する財政支援を講じること。

# 令和 8 年度水道施設整備費国庫補助事業計画

## ◎簡易水道等施設整備費国庫補助事業

(単位：千円)

| 区 分                   | 市町村名  | 地 区 名         | 事 業 名   | 令和 8 年度要望額 |        |
|-----------------------|-------|---------------|---------|------------|--------|
|                       |       |               |         | 補助基本額      | 補助額    |
| 生活<br>基盤<br>近代<br>化事業 | 柳 津 町 | 柳 津 地 区       | 増 補 改 良 | 200,000    | 66,666 |
|                       | 古 殿 町 | 古殿（横川）地区      | 基 幹 改 良 | 24,000     | 8,000  |
|                       |       | 古 殿 （ 沢 ） 地 区 | 基 幹 改 良 | 3,000      | 1,000  |
| 2 町 ・ 3 件             |       |               |         | 227,000    | 75,666 |

## ◎水道水源開発等施設整備費国庫補助事業

(単位：千円)

| 区 分                       | 市町村名    | 事 業 内 容                                        | 令和 8 年度要望額 |         |
|---------------------------|---------|------------------------------------------------|------------|---------|
|                           |         |                                                | 補助基本額      | 補助額     |
| 機能<br>維持<br>施設<br>整備<br>費 | い わ き 市 | 水 道 施 設 停 電 対 策 事 業<br>( 平 浄 水 場 ・ 山 玉 浄 水 場 ) | 524,668    | 131,167 |
| 耐震<br>化事<br>業費<br>施設      | 本 宮 市   | 基 幹 水 道 構 造 物 の 耐 震 化 事 業<br>( 改 築 ・ 更 新 )     | 34,182     | 11,394  |
| 2 市・2 件                   |         |                                                | 558,850    | 142,561 |

※令和 7 年 8 月時点 福島県水道協会調べ

# 令和8年度防災・安全交付金事業計画

(単位：千円)

| 市町村名  | 区 分                | 事 業 名                | 令和8年度要望額 |         |
|-------|--------------------|----------------------|----------|---------|
|       |                    |                      | 交付基本額    | 交付要望額   |
| 福島市   | 水道総合地震対策事業         | 重要施設配水管              | 141,537  | 47,179  |
|       | 水道施設アセットマネジメント推進事業 | 老朽管更新事業              | 617,288  | 154,322 |
|       | 水道事業運営基盤強化推進事業     | 水道施設再編推進事業           | 82,808   | 27,602  |
| 会津若松市 | 水道総合地震対策事業         | 重要施設配水管              | 104,738  | 34,912  |
|       | 水道施設アセットマネジメント推進事業 | 老朽管更新事業              | 144,292  | 36,073  |
| いわき市  | 水道総合地震対策事業         | 重要施設配水管              | 285,040  | 95,013  |
|       | 水道施設アセットマネジメント推進事業 | 水道管路緊急改善事業           | 664,779  | 166,194 |
| 須賀川市  | 水道総合地震対策事業         | 基幹水道構造物の耐震化事業(改築・更新) | 7,221    | 2,407   |
|       | 水道施設アセットマネジメント推進事業 | 水道管路緊急改善事業(梅田地内)     | 16,757   | 4,189   |
|       |                    | 水道管路緊急改善事業(志茂地内)     | 60,000   | 15,000  |
| 喜多方市  | 水道総合地震対策事業         | 重要施設配水管              | 120,000  | 40,000  |
| 南相馬市  | 水道総合地震対策事業         | 重要施設配水管              | 580,100  | 193,366 |
| 本宮市   | 水道総合地震対策事業         | 重要施設配水管              | 60,000   | 20,000  |
|       |                    | 基幹水道構造物の耐震化事業(補強)    | 100,000  | 33,333  |
| 国見町   | 水道総合地震対策事業         | 重要施設配水管              | 18,000   | 6,000   |
|       | 水道事業運営基盤強化推進事業     | 広域化促進地域上水道施設整備費      | 17,400   | 5,800   |
| 大玉村   | 水道総合地震対策事業         | 重要施設配水管              | 30,000   | 10,000  |

(単位：千円)

| 市町村名      | 区 分                | 事 業 名            | 令和 8 年度要望額 |           |
|-----------|--------------------|------------------|------------|-----------|
|           |                    |                  | 交付基本額      | 交付要望額     |
| 天 栄 村     | 水道総合地震対策事業         | 導水管・送水管耐震化事業     | 71,500     | 23,833    |
| 只 見 町     | 簡易水道再編推進事業         | 統合簡易水道           | 88,716     | 29,572    |
| 南 会 津 町   | 生活基盤近代化事業          | 基幹改良（南郷地区）       | 15,000     | 6,000     |
|           |                    | 基幹改良（中部地区）       | 15,000     | 6,000     |
|           | 簡易水道再編推進事業         | 統合簡易水道（静川地区）     | 40,000     | 16,000    |
|           | 水道事業運営基盤強化推進事業     | 水道施設再編推進事業       | 33,000     | 11,000    |
| 金 山 町     | 簡易水道再編推進事業         | 簡易水道統合整備事業       | 17,300     | 6,918     |
| 会 津 美 里 町 | 水道施設アセットマネジメント推進事業 | 水道管路緊急改善事業       | 155,350    | 38,838    |
| 棚 倉 町     | 水道総合地震対策事業         | 重要施設配水管          | 85,200     | 28,400    |
|           | 水道事業運営基盤強化推進事業     | 水道施設再編推進事業       | 33,000     | 11,000    |
| 塙 町       | 水道総合地震対策事業         | 重要施設配水管          | 33,373     | 11,124    |
| 中 島 村     | 生活基盤近代化事業          | 基 幹 改 良          | 95,000     | 31,666    |
| 玉 川 村     | 水道未普及地域解消事業        | 飛 地 区 域（四辻新田地区）  | 165,000    | 66,000    |
| 平 田 村     | 生活基盤近代化事業          | 基 幹 改 良（老朽管更新事業） | 18,000     | 6,000     |
|           |                    | 基 幹 改 良（浄水場更新事業） | 60,000     | 20,000    |
| 19市町村・32件 |                    |                  | 3,975,399  | 1,203,741 |

※令和 7 年 8 月時点 福島県水道協会調べ

# 令和 8 年度上下水道一体効率化・基盤強化推進事業計画

(単位：千円)

| 市町村名     | 区 分           | 事 業 名                                     | 令和 8 年度要望額                          |                                     |
|----------|---------------|-------------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
|          |               |                                           | 補助基本額                               | 補助額                                 |
| 会津若松市    | 上下水道 D X 推進事業 | IoT 新技術活用推進<br>モデル事業                      | 41,600                              | 13,866                              |
|          |               | A I 管路予測診断                                | 15,000                              | 5,000                               |
|          |               | ドローン活用<br>施設機能診断                          | 15,760                              | 5,253                               |
| 白 河 市    | 上下水道 D X 推進事業 | 上下水道会計システム<br>P F 事業                      | 94,000<br>内訳：上水 47,000<br>下水 47,000 | 47,000<br>内訳：上水 23,500<br>下水 23,500 |
|          |               | 新技術導入事業<br>(衛星漏水調査)                       | 12,000                              | 4,000                               |
| 伊 達 市    | 上下水道 D X 推進事業 | 上下水道 D X 推進事業                             | 102,000                             | 51,000                              |
| 会津美里町    | 上下水道 D X 推進事業 | 衛生等の画像解析技術<br>及び AI を活用した上下<br>水道管路施設診断事業 | 22,000<br>内訳：上水 11,000<br>下水 11,000 | 11,000<br>内訳：上水 5,500<br>下水 5,500   |
| 4 市町・7 件 |               |                                           | 302,360                             | 137,119                             |

※令和 7 年 8 月時点 福島県水道協会調べ

# 令和5年度 市町村別水道普及率一覧【令和6年3月31日 現在】

|   | 市町村名  | 総人口     | 給水人口    | 普及率   | 市町村名 | 総人口       | 給水人口      | 普及率   |
|---|-------|---------|---------|-------|------|-----------|-----------|-------|
| 市 | 福島市   | 272,854 | 269,136 | 98.6% | 相馬市  | 32,996    | 31,935    | 96.8% |
|   | 会津若松市 | 111,697 | 106,875 | 95.7% | 二本松市 | 50,899    | 44,853    | 88.1% |
|   | 郡山市   | 319,520 | 311,915 | 97.6% | 田村市  | 32,626    | 18,512    | 56.7% |
|   | いわき市  | 318,946 | 312,109 | 97.9% | 南相馬市 | 55,956    | 49,391    | 88.3% |
|   | 白河市   | 56,711  | 54,551  | 96.2% | 伊達市  | 55,182    | 51,085    | 92.6% |
|   | 須賀川市  | 72,444  | 66,804  | 92.2% | 本宮市  | 29,907    | 29,396    | 98.3% |
|   | 喜多方市  | 42,046  | 38,114  | 90.6% | 計    | 1,451,784 | 1,384,676 | 95.4% |

|   | 市町村名  | 総人口    | 給水人口   | 普及率    | 市町村名 | 総人口     | 給水人口    | 普及率   |
|---|-------|--------|--------|--------|------|---------|---------|-------|
| 町 | 桑折町   | 10,901 | 10,566 | 96.9%  | 塙町   | 7,754   | 6,147   | 79.3% |
|   | 国見町   | 7,964  | 7,671  | 96.3%  | 鮫川村  | 2,737   | 1,405   | 51.3% |
|   | 川俣町   | 11,081 | 10,192 | 92.0%  | 西郷村  | 20,979  | 20,621  | 98.3% |
|   | 大玉村   | 8,924  | 8,748  | 98.0%  | 泉崎村  | 5,959   | 5,054   | 84.8% |
|   | 鏡石町   | 12,065 | 11,766 | 97.5%  | 中島村  | 4,666   | 4,513   | 96.7% |
|   | 天栄村   | 4,856  | 4,710  | 97.0%  | 矢吹町  | 16,954  | 15,820  | 93.3% |
|   | 下郷町   | 4,692  | 3,925  | 83.7%  | 石川町  | 13,641  | 10,727  | 78.6% |
|   | 檜枝岐村  | 477    | 477    | 100.0% | 玉川村  | 5,945   | 5,280   | 88.8% |
|   | 只見町   | 3,613  | 3,376  | 93.4%  | 平田村  | 5,338   | 2,756   | 51.6% |
|   | 南会津町  | 12,996 | 12,715 | 97.8%  | 浅川町  | 5,608   | 5,539   | 98.8% |
|   | 北塩原村  | 2,277  | 2,251  | 98.9%  | 古殿町  | 4,383   | 3,952   | 90.2% |
|   | 西会津町  | 5,232  | 4,175  | 79.8%  | 三春町  | 16,366  | 14,105  | 86.2% |
|   | 磐梯町   | 3,106  | 3,099  | 99.8%  | 小野町  | 8,669   | 4,363   | 50.3% |
|   | 猪苗代町  | 12,495 | 12,138 | 97.1%  | 広野町  | 5,194   | 0       | —     |
|   | 会津坂下町 | 13,992 | 13,231 | 94.6%  | 榎葉町  | 3,403   | 0       | —     |
|   | 湯川村   | 2,914  | 2,910  | 99.9%  | 富岡町  | 1,089   | 0       | —     |
|   | 柳津町   | 2,764  | 2,562  | 92.7%  | 川内村  | 1,779   | 246     | 13.8% |
|   | 三島町   | 1,284  | 1,220  | 95.0%  | 大熊町  | 0       | 0       | —     |
|   | 金山町   | 1,685  | 1,656  | 98.3%  | 双葉町  | 0       | 0       | —     |
| 村 | 昭和村   | 1,120  | 982    | 87.7%  | 浪江町  | 0       | 2,447   | —     |
|   | 会津美里町 | 17,530 | 15,197 | 86.7%  | 葛尾村  | 299     | 146     | 48.8% |
|   | 棚倉町   | 12,489 | 12,233 | 98.0%  | 新地町  | 7,579   | 7,530   | 99.4% |
|   | 矢祭町   | 4,986  | 4,624  | 92.7%  | 飯舘村  | 631     | 541     | 85.7% |
|   |       |        |        |        | 計    | 298,416 | 261,616 | 87.7% |

注1) 大熊町、双葉町、浪江町は行政区域内総人口を0人として計上。 ※県統計課の公表データでは3町の人口を計上していないため。

注2) 避難指示等により現在給水人口を計上でできなかった町村（広野町・榎葉町・富岡町・大熊町・双葉町）

注3) 広野町、榎葉町は避難指示区域外であるが、流動人口が多く、正確な給水人口を算出できないため、0人として計上。

|             |       | 総人口       | 給水人口      | 普及率   |
|-------------|-------|-----------|-----------|-------|
| 県<br>総<br>計 | 市(13) | 1,451,784 | 1,384,676 | 95.4% |
|             | 町(31) | 229,515   | 200,976   | 87.6% |
|             | 村(15) | 68,901    | 60,640    | 88.0% |
|             | 計(59) | 1,750,200 | 1,646,292 | 94.1% |

| 全<br>国 | 令 和 5 年 度 | 総人口         | 給水人口        | 普及率   |
|--------|-----------|-------------|-------------|-------|
|        |           | 124,157,511 | 121,961,782 | 98.2% |